

## ○神奈川県警察官服制規程の制定について

(昭和 55 年 4 月 1 日例規／神装発第 77 号)

改正 昭和 56 年 3 月 10 日神装発第 66 号	昭和 57 年 9 月 10 日神装発第 193 号	昭和 59 年 3 月 21 日例規第 20 号神装発第 70 号
昭和 61 年 2 月 4 日例規第 5 号神装発第 28 号	昭和 62 年 3 月 16 日例規第 15 号神装発第 69 号	昭和 62 年 3 月 27 日例規第 18 号神務発第 257 号
平成 2 年 3 月 19 日例規第 9 号神務発第 245 号	平成 3 年 6 月 6 日例規第 27 号神装発第 123 号	平成 3 年 12 月 25 日例規第 62 号神備発第 550 号神装発第 282 号
平成 4 年 7 月 8 日例規第 74 号神務発第 938 号神防発第 528 号神地一発第 1 号	平成 4 年 10 月 6 日例規第 83 号神務発第 1288 号	平成 5 年 11 月 25 日例規第 55 号神地一発第 518 号
平成 6 年 3 月 30 日例規第 20 号神装発第 119 号	平成 7 年 3 月 16 日例規第 5 号神装発第 70 号	平成 8 年 10 月 30 日例規第 30 号神装発第 286 号
平成 9 年 7 月 31 日例規第 33 号神装発第 226 号	平成 10 年 9 月 29 日例規第 35 号神装発第 370 号	平成 10 年 9 月 30 日例規第 36 号神装発第 376 号
平成 11 年 11 月 30 日例規第 34 号神装発第 395 号	平成 12 年 8 月 30 日例規第 32 号神総発第 275 号神務発第 1492 号神生総発第 642 号神刑総発第 449 号神交総発第 647 号神公一発第 334 号	平成 14 年 5 月 1 日例規第 32 号神教発第 483 号神装発第 188 号
平成 14 年 9 月 20 日例規第 52 号神装発第 358 号	平成 17 年 3 月 29 日例規第 17 号神装発第 149 号	平成 17 年 9 月 12 日例規第 49 号神装発第 394 号
平成 18 年 3 月 13 日例規第 11 号神装発第 145 号	平成 19 年 2 月 19 日例規第 3 号神交総発第 117 号神装発第 74 号	平成 19 年 5 月 30 日例規第 21 号神管発第 286 号
平成 20 年 10 月 31 日例規第 48 号神教発第 1584 号神装発第 540 号	平成 29 年 2 月 17 日例規第 4 号神装発第 38 号	平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号
令和 3 年 2 月 12 日例規第 5 号神管発第 79 号	令和 4 年 2 月 8 日例規第 6 号神装発第 57 号	

各所属長あて 本部長

警察官の服制については、警察官の服制に関する規則(昭和 31 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。)に基づき神奈川県警察官服制規程(昭和 40 年神奈川県警察本部訓令第 13 号。以下「旧規程」という。)により運用してきたところであるが、旧規程は、制定以来 14 年余を経過し、この間数次にわたり規程等の一部改正を行つてその適正な運用を図つてきたが、一部実情にそぐわない面が認められるため、このたび旧規程を全面改正し、昭和 55 年 4 月 1 日から施行することとしたから、次の諸点に留意し運用上誤りのないようにされたい。

おつて、次の通達は、廃止する。

- 1 帯革の着装要領について(昭和 45 年 9 月 16 日神装発第 269 号)
- 2 神奈川県警察官服制及び服装規程の一部改正及び運用について(昭和 51 年 12 月 9 日神装発第 250 号)
- 3 神奈川県警察官服制及び服装規程の一部改正及び運用について(昭和 52 年 8 月 15 日神装発第 157 号)
- 4 神奈川県警察官服制及び服装規程の一部改正について(昭和 53 年 2 月 20 日神装発第 48 号)
- 5 警察官の服制及び服装に関する規則の一部改正について(昭和 53 年 7 月 14 日神装発第 267 号)
- 6 神奈川県警察官服制及び服装規程等の一部改正について(昭和 54 年 1 月 1 日神装発第 1 号)

記

## 第 1 改正の趣旨

旧規程は、昭和 40 年 8 月に制定され、この間規程の一部改正と関係通達によりその運用を図ってきたところであるが、警察官の服装及び装備品も逐年改良、改善されるとともに、警察活動を効果的に推進するための特殊な被服等の着用範囲も拡大されるなど、旧規程、関係通達ではその適正な運用が期せられない諸点が認められたため、旧規程を全面的に検討し、関係通達を整理するとともに通達に定められていた基本的事項を規程に加え、更に今後必要な事項を新たに規定する等警察官の服制をより明確にして、実態に即した運用を図ろうとするものである。

## 第 2 解釈及び運用上の留意事項

### 1 エンブレムの図柄(第 1 条の 2 関係)

「別に定める」とは、神奈川県警察シンボルマークの制定について(昭和 54 年 3 月 1 日 例規、神総発第 42 号)に定める神奈川県シンボルマークをいう。

### 2 服装等(第 2 条関係)

(1) 制服上衣の下に着用するワイシャツについては、制服用ワイシャツの着用を原則とするが、制服用ワイシャツに代えて白色無地のワイシャツを着用することができることとした。

(2) 夏服の上衣は、長袖式又は半袖式のいずれを着用してもよいものとする。ただし、服装の斉一を期するため必要があるときは、所属長が指示するものとする。

なお、夏服の上衣は、開襟シャツ式に着用することとしているので、上衣の襟元から下着類が見えないように着用するものとする。

(3) 夏服の長袖式上衣及び制服用ワイシャツの袖口は、外側のボタンで留めることを原則とする。

なお、必要により袖を折り曲げる場合においては、不体裁にならないよう袖口部分を基準として三つ折り又は四つ折りにするものとする。

- (4) 靴は、黒色の短靴を着用するものとする。
- (5) 拳銃つり環のない小型拳銃を着装する場合は、拳銃つりひもを着装しないものとする。
- (6) 警ら用無線自動車の勤務員及び交通取締用四輪車の隊員(以下「交通パトカー隊員」という。)が、警ら用無線自動車又は交通パトカーに乗車する場合は、警棒格納装置に警棒を収納して携行することができるものとする。
- (7) 顎ひもは、部隊行動中に指揮官が命じた場合又は特に必要があると認められる場合に用いるものとする。
- (8) 女性警察官の服装の一部については、次のとおりとする。
  - ア 制服下衣は、ズボン又はスカートのいずれを着用してもよいものとする。ただし、服装の斉一を期するため必要があるときは、所属長が指示するものとする。
  - イ 警笛つりひもは、所属長が勤務上必要がないと認めて指示したときは、取り外すことができる。
- (9) 警察官に対する支給品及び貸与品の携帯及び着装要領については、別表第1のとおりとする。

### 3 防寒服等(第3条関係)

#### (1) 防寒服

- ア 防寒服の着用期間は、11月1日から翌年4月30日までとする。ただし、この期間以外であっても防寒のため防寒服を着用することができる。
- イ 交通腕章等は、防寒服の上に装着するものとする。ただし、所属長が必要と認めるときは、交通腕章等を装着した制服等の上に防寒服を着用することができる。
- ウ 第2種防寒服は、制服上衣(夏服の上衣を除く。)の上に着用してはならない。
- エ 防寒服の斉一を期する場合は、原則として第1種防寒服を着用するものとする。

#### (2) 手袋

防寒用の手袋については、不体裁にならない限り適宜のものを使用することができる。

#### (3) 雨衣

##### ア 第1種雨衣(上・下式)及び第2種(コート式)

- (ア) 色は紺色及び白色とし、その使用区分は、おおむね次のとおりとする。
  - a 紺色の面を表に出して着用する場合
    - (a) 警ら、巡回連絡等地域警察活動に従事するとき。
    - (b) 警備実施、警備訓練等に従事するとき。
    - (c) その他勤務上必要があるとき。
  - b 白色の面を表に出して着用する場合

- (a) 交通整理、交通指導取締り、交通事故現場捜査活動等に従事するとき。
- (b) 夜間路上作業に従事し、受傷事故防止上必要と認めるとき。
- (c) 夜間自転車、原動機付自転車又は自動二輪車に乗車するとき。
- (イ) 雨衣は、上衣又はズボンを各別に着用することができる。
- (ウ) 雨衣は、防寒服の上に着用することができる。

#### イ 着用の統一

雨衣の斉一を期する場合は、原則として第1種雨衣とし、同一の色及び方法で着用するものとする。

#### (4) 帽子雨覆い

帽子雨覆いは、降雨雪の場合に雨衣の頭きんに代えて制帽に着装し、適宜用いるものとする。

### 4 活動服等の着用等(第4条関係)

#### (1) 活動服、活動帽及びネクタイの着用

ア 「当直勤務に従事する場合」とは、警察署の当直勤務に従事する場合をいい、活動服及び活動帽を着用するものとする。ただし、所属長が必要と認めた場合は、この限りでない。

イ 「留置業務に従事する場合」とは、警察官が神奈川県警察留置業務規程(平成28年神奈川県警察本部訓令第10号)第2条第5号に規定する留置業務に従事する場合をいい、活動服及び活動帽を着用するものとする。

ウ 「地域警察勤務に従事する場合」とは、地域警察官が神奈川県警察地域警察運営規程(平成5年神奈川県警察本部訓令第20号)第2条第6号に規定する活動単位のうち、交番、駐在所、警備派出所、鉄道警察隊小隊及び警察署通信室において勤務する場合をいい、活動服及び活動帽を着用するものとする。

エ 「警察用車両乗車勤務、警察用船舶乗船勤務又は警察用航空機搭乗勤務に従事する場合」とは、警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務する場合をいい、活動服及び活動帽を着用するものとする。ただし、単なる移動手段として警察車両に乗車する場合、私服で勤務する場合及び定められた乗務服で勤務する場合は、この限りでない。

オ 「捜索活動に従事する場合」とは、すべての捜索活動に従事する場合をいい、活動服及び活動帽を着用するものとする。ただし、所属長が必要と認めた場合及び急を要する場合は、この限りでない。

カ 「鑑識業務に従事する場合」とは、鑑識課勤務員及び警察署鑑識業務担当者が鑑識業務に従事する場合をいい、現場鑑識用作業服等を着用しない場合には、活動服及び活動帽を着用するものとする。

キ 「交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事する場合」とは、警察本部の課、室及び部の附置機関並びに警察署において交通指導取締り又は交通事故事件捜査

に従事する場合で、主に街頭活動をする場合をいい、活動服及び活動帽を着用するものとする。ただし、交通乗車服等別に定められた服の着用を義務付けられている場合は、この限りでない。

ク 「道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事する場合」とは、街頭において交通警察官が道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事する場合をいい、活動服及び活動帽を着用するものとする。

ケ 「治安警備実施又は雑踏警備実施に従事する場合」とは、治安警備実施又は雑踏警備実施活動に従事する場合をいい、所属長は、警備情勢に応じて、活動服及び活動帽を着用させることができる。

コ 「災害警備に従事する場合」とは、すべての災害警備活動に従事する場合をいい、所属長は、状況に応じて、活動服及び活動帽を着用させることができる。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

サ 「前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事する場合」とは、職務の性質上、機能性を強く求められる一定の活動に従事する場合をいい、所属長は状況に応じて、活動服及び活動帽を着用させることができる。

シ 前記ア、オ及びケからサに掲げる業務に従事する場合において、制服着用時には活動帽を着用してはならない。

## (2) 活動服等を着用できない場合

警察官は、次の活動に従事する場合は、活動服等は着用できない。ただし、女性警察官がエの活動に従事する場合は、活動服を着用できる。

ア 交通安全教育その他各種講習

イ 受付業務

ウ 儀式

エ 点検及び教練

オ 学校教養(拳銃訓練を除く。)

## 5 上衣等の省略(第6条・第7条関係)

(1) 「室内において」とは、廊下その他の庁舎内のすべての場所とし、同一敷地内にある倉庫、車庫等を往復する場合を含むものとする。

(2) 「儀式に出席する場合」とは、地域での式典等へ出席する場合等をいう。

## 6 識別章の省略(第8条関係)

(1) 「識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなる場合」とは、暴力団の事務所を捜索する場合であつてその現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されることとなる場合、泥酔者を保護する場合であつて当該泥酔者が番号標の番号を執拗に大声で叫ぶなどして適正な職務執行に支障を及ぼすこととなる場合等をいう。

(2) 所属長は、識別章の番号標の裏面を表示する場合の承認に当たっては、識別章の着装が職務執行における責任の明確化のためであることを踏まえ、当該趣旨を逸脱した運用がなされることのないよう十分留意すること。

#### 7 礼服(第 12 条関係)

- (1) 警察官が礼装をする場合の基準は、別表第 2 のとおりとする。
- (2) 礼装する場合は、制服用ワイシャツ又は白色無地のワイシャツ、白手袋及び黒色の短靴を用いるものとする。
- (3) 礼装又は略礼装の場合に本部長が特に指示した場合は、帯革、拳銃、警棒等を着装するものとする。
- (4) 弔意を表わす場合は、黒色無地のネクタイを用いるものとし、礼装及び略礼装の飾緒をはずし、左腕に喪章を付けるものとする。
- (5) 女性警察官が礼装又は略礼装をする場合は、警笛つりひもを着装しないものとする。
- (6) 第 2 条に規定する服装に白手袋を着用して礼装に代える場合は、帯革のみとし、拳銃、警棒等は着装しないものとする。
- (7) 礼服の着用期間は、警察本部長が特に指示した場合を除き、次のとおりとする。

##### ア 夏礼服

4 月 1 日から 10 月 31 日まで

##### イ 冬礼服

11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

#### 8 ヘルメットの着装(第 13 条関係)

制帽又は活動帽に代えてヘルメットを着用する場合は、それぞれの勤務に応じて、災害用、乗車用ヘルメット等を用いるものとする。

#### 9 出動服、作業服等の着用等(第 16 条関係)

- (1) 各種警察活動とは、警備実施、警備訓練のほか火災捜査、犯罪鑑識、めいてい者の取扱い等の警察活動をいう。
- (2) その他の装備品には、警備装備品、補助警備装備品、捜査装備品、交通捜査資器材等すべての警察装備品が含まれる。
- (3) 作業服は、必要により出動服に準じて階級標識を付けて着用するものとする。
- (4) 出動服及び作業服は、原則として上衣のすそをズボンの外側に出して、胴締めひもを締めて着用するものとする。ただし、所属長が勤務上必要と認めたときは、上衣のすそをズボンの内側に入れて着用することができる。

#### 10 特殊な靴の着用(第 18 条関係)

特殊な靴とは、着脱式半長靴、バンド付半長靴、ブーツ式半長靴(女性警察官用)、ゴム長靴、ひも付き短靴、地下足袋等を総称し、着用基準は次のとおりとする。

- (1) 着脱式半長靴

- ア 警衛勤務に従事するとき。
- イ 警備実施、警備訓練等に従事するとき。
- ウ 教練を行うとき。
- エ その他所属長が必要と認めたとき。

(2) バンド付半長靴

- ア 降雨雪のとき。
- イ 交通整理及び交通指導取締りに従事するとき。
- ウ 原動機付自転車又は自動二輪車に乗車するとき。
- エ その他所属長が必要と認めたとき。

(3) 半長靴(女性警察官用)

- ア 防寒のため必要があるとき。
- イ 各種警戒取締り等に従事するとき。
- ウ その他所属長が必要と認めたとき。

(4) ゴム長靴

- ア 降雨雪のとき。
- イ 火災等の現場活動に従事するとき。
- ウ 作業、その他必要と認めるとき。

(5) ひも付き短靴又は地下足袋

- ア 夜間の警ら、留置施設勤務等において所属長がその必要を認め指示したとき。
- イ 地下足袋にあつては、災害警備等において所属長がその必要を認め指示したとき。
- ウ 女性警察官のひも付き短靴は、ズボンを着用して勤務する場合に限り、所属長の判断により、着用することができる。

(6) 特殊な履物

疾病等のため特に必要があるときは、所属長の許可を受け、実情にあつた履物を履くことができる。

11 地域警察官の特殊な服装(第 19 条関係)

(1) 警笛用鎖

招集日等における通常点検は、警笛用鎖を着装のまま受けることができる。ただし、警笛は、個人貸与品を使用すること。

(2) 特殊警棒

ア 警棒の使用が予想される場合には、警棒を携帯し、特殊警棒はあくまでも補助的なものとして使用するものとする。

イ 点検等の場合は、警棒を着装するものとする。

12 交通機動隊員等の服装(第 21 条関係)

(1) 交通乗車服

ア 「交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官」とは、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の警察官のほか、次に掲げる者をいう。

(ア) 神奈川県警察交通事故防止対策隊(神奈川県警察交通事故防止対策隊の編成及び運用について(平成10年3月27日 例規第15号、神交総発第144号)に定める神奈川県警察交通事故防止対策隊をいう。)の警察官

(イ) 警察署において交通取締用自動二輪車による警察活動に従事する警察官

イ 交通乗車服は、通常の勤務時に着用するものとし、行事等の場合で特に指示されたときは、制服又は活動服を着用するものとする。

(2) 交通乗車服(防寒服)は、冬服着用期間中必要により着用するものとし、着用に際してはその斉一を期するものとする。

(3) 乗車用マフラー

乗車用マフラーは、交通乗車服(夏服)着用時以外において着用するものとする。

(4) 特殊警棒

交通パトカー隊員が特殊警棒を携帯した場合に警棒の携行及び使用は、警ら用無線自動車勤務員と同様とする。

### 13 腕章の着装(第27条関係)

特殊な腕章とは、着装の期間にかかわらず特異な文字又は図柄のあるもの若しくは形状が通常の腕章より著しく異なるもの等をいう。

### 14 私服の着用(第29条関係)

規則及び規程は、主として制服警察官の服制について定めたものであつて、私服勤務員の服装については、特別に定めがある場合を除き、それぞれの所属長において適正な運用を図るものとする。

### 15 被服等の使用承認(第30条関係)

(1) 共同募金運動又は緑化募金運動に伴う羽根及びバッチの着装は本部長の承認を必要としない。ただし、氏名表示札、リボン等の着装については、本部長の承認を受けるものとする。

(2) 腕章、標章、記章等で簡易(一定の期間使用するもの)なもの等の着装については、電話により本部長(装備課長経由)の承認を受けることができる。

### 16 その他

(1) 紫外線除け眼鏡

紫外線除け眼鏡は、勤務の性質、疾病等のため特に必要がある場合は、所属長の承認を受けて使用するものとする。

(2) 装飾品

装飾品については、制服着用時は原則として着用しないものとする。ただし、結婚指輪等警察官としての品位を損なわず、かつ、制服に調和したものに限り、これを着用することができる。



附 則(昭和 56 年 3 月 10 日神装発第 66 号)

附 則(昭和 57 年 9 月 10 日神装発第 193 号)

附 則(昭和 59 年 3 月 21 日例規第 20 号神装発第 70 号)

附 則(昭和 61 年 2 月 4 日例規第 5 号神装発第 28 号)

附 則(昭和 62 年 3 月 16 日例規第 15 号神装発第 69 号)

附 則(昭和 62 年 3 月 27 日例規第 18 号神務発第 257 号)

附 則(平成 2 年 3 月 19 日例規第 9 号神務発第 245 号)

附 則(平成 3 年 6 月 6 日例規第 27 号神装発第 123 号)

附 則(平成 3 年 12 月 25 日例規第 62 号神備発第 550 号神装発第 282 号)

附 則(平成 4 年 7 月 8 日例規第 74 号神務発第 938 号神防発第 528 号神地一発第 1 号)

附 則(平成 4 年 10 月 6 日例規第 83 号神務発第 1288 号)

附 則(平成 5 年 11 月 25 日例規第 55 号神地一発第 518 号)

附 則(平成 6 年 3 月 30 日例規第 20 号神装発第 119 号)

附 則(平成 7 年 3 月 16 日例規第 5 号神装発第 70 号)

附 則(平成 8 年 10 月 30 日例規第 30 号神装発第 286 号)

附 則(平成 9 年 7 月 31 日例規第 33 号神装発第 226 号)

附 則(平成 10 年 9 月 29 日例規第 35 号神装発第 370 号)

附 則(平成 10 年 9 月 30 日例規第 36 号神装発第 376 号)

附 則(平成 11 年 11 月 30 日例規第 34 号神装発第 395 号)

附 則(平成12年8月30日例規第32号神総発第275号神務発第1492号神生総発第642号神刑総発第449号神交総発第647号神公一発第334号)

附 則(平成14年5月1日例規第32号神教発第483号神装発第188号)

附 則(平成14年9月20日例規第52号神装発第358号)

附 則(平成17年3月29日例規第17号神装発第149号)

附 則(平成17年9月12日例規第49号神装発第394号)

附 則(平成18年3月13日例規第11号神装発第145号)

附 則(平成19年2月19日例規第3号神交総発第117号神装発第74号)

附 則(平成19年5月30日例規第21号神管発第286号)

附 則(平成20年10月31日例規第48号神教発第1584号神装発第540号)

附 則(平成29年2月17日例規第4号神装発第38号)

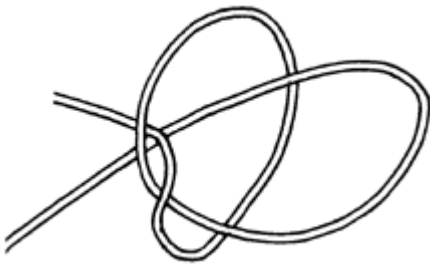
附 則(平成31年3月26日例規第4号神務発第366号)

附 則(令和3年2月12日例規第5号神管発第79号)


附 則(令和4年2月8日例規第6号神装発第57号)

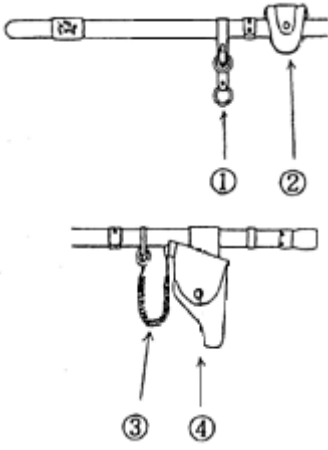
別表第1(第2関係)

携帯及び着装要領


区分及び種別		携帯及び着装要領	着装等の略図 (単位・ミリメートル)
携帯品	警察手帳	1 男性警察官は、制服、活動服及び乗車用活動服着用の際は、上衣左胸ポケットに収納する。この場合、ひもの先端は、すごき結びにしてポケット内のボタン又は手帳留めひものに結着すること。	すごき結び 

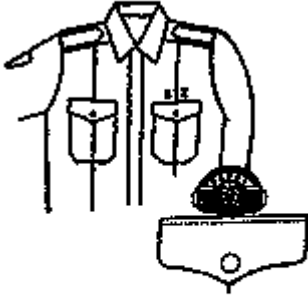


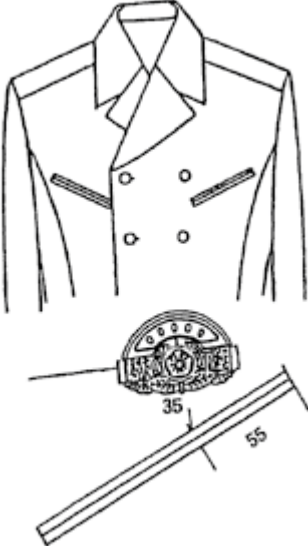
	<p>2 女性警察官は、冬・合服及び乗車用活動服着用の際は上衣左腰ポケットに、夏服ベスト着用の際は夏服ベスト左腰ポケットに、活動服着用の際はズボン又はスカートの左腰ポケットに同様の方法で収納すること。</p> <p>3 男性警察官は、上衣を脱して制服用ワイシャツを着用する際は、制服用ワイシャツの左胸ポケットに収納し、女性警察官は、冬・合服の上衣を脱してベストを着用する際はベスト左腰ポケットに、冬・合服の上衣及びベスト(夏服ベストを含む。)を脱する際はズボン又はスカートの左腰ポケットに収納すること。</p> <p>4 男性警察官は、上衣及び制服用ワイシャツを着用しているときは、上衣又は制服用ワイシャツの左胸ポケットのいずれに収納しても差し支えない。</p> <p>5 女性警察官は、上衣及びベストを着用しているときは、上衣、ベスト、ズボン又はスカートの左腰ポケットのいずれに収納しても差し支えない。</p>	
手錠	<p>1 錠の部分を下にして手錠入れに収納すること。</p> <p>2 手錠入れの蓋は、手錠の輪の中を内側から通してボタンで留めること。</p> <p>3 男性警察官の場合、錠は、警笛ひもの先端に結び付け、警笛とともに制服等の右胸ポケット内の警笛専</p>	<p>警笛ひもの結着</p> <p>警笛ひものは、神奈川県警察点検実施要綱の制定について（昭和36年12月23日神教発第300号、例規）により示された方法により結着すること。</p>

	<p>用小ポケットに収納すること。女性警察官の場合、制服及びベスト着用の際は、上衣右腰ポケットに、活動服及び制服用ワイシャツ着用の際は、上衣右胸ポケットに収納すること。</p> <p>4 警笛用鎖及び警笛つりひもを用いる場合は、警笛を取り外し、手錠の鍵は、ひもを結着したまま3の方法で収納すること。</p>	
	<p>警笛</p> <p>1 男性警察官は、制服及び活動服上衣の右胸ポケット内の警笛専用小ポケットに収納すること。女性警察官は、制服及びベスト着用の際は、上衣右腰ポケットに、活動服着用の際は、右胸ポケットに収納すること。</p> <p>2 上衣を脱して制服用ワイシャツを着用する場合は、制服用ワイシャツの右胸ポケットに収納すること。</p> <p>3 雨衣を着用する場合は、雨衣の右胸ポケットに収納すること。</p> <p>4 防寒服を着用する場合は、防寒服の右胸ポケットに収納すること。</p>	
<p>帯革等</p>	<p>付属品</p> <p>1 帯革本帯の付属品は、バックルを中心に左側に警棒つり、留め革、手錠入れ、同じく右側に遊革、拳銃入れ、拳銃つりひも、留め革の順に付けること。ただし、体型その他の理由により必要がある場合は、バックルを中心とした右側遊革と拳銃入れの間にさらに留め革を付けても差し支えな</p>	<p>付属品の装着位置</p>

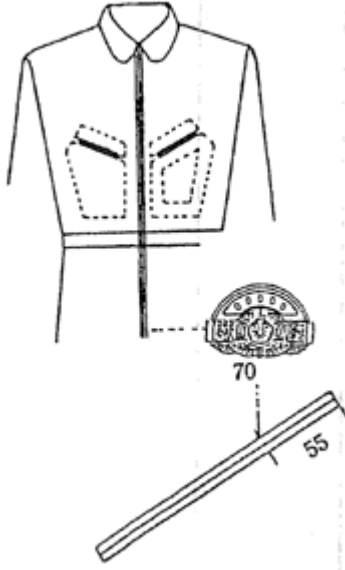
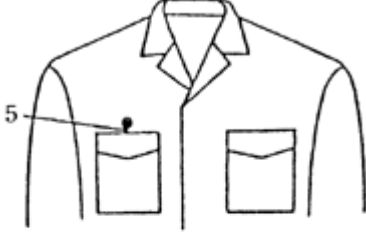

	<p>い。</p> <p>2 帯革を着装した場合は、帯革の先端を拳銃入れと帯革の間に差し込むこと。</p>	 <p>1) 警棒つり 2) 手錠入れ 3) 拳銃つりひも 4) 拳銃入れ</p>
<p>冬服及び合服用の場合</p>	<p>1 帯革は、制服上衣の下に装着することとし、ベルトに留め革で結着すること。</p> <p>2 帯革のバックルをベルトのバックルに正面から正しく重ね、留め革1個は警棒つりの後ろぶちに、他の1個は拳銃つりひもの後ろぶちに接するようにし、留め革のホックは外側(留め革の末端が下を向くようにする。)にすること。</p> <p>3 拳銃入れを着装する場合は、ホックで帯革に装着し、制服上衣右腰部貫通口から外に出すこと。</p> <p>4 警棒つりは、その前ぶちをおおむねズボン又はスカートの縫い目の線に接するよう装着し、警棒つりひもは、つりひも結着部が内側にくるようにし、後方に二重にそろえ、帯草本帯の上から内側にはさんでおくこと。</p> <p>5 手錠入れは、その左側が</p>	

	<p>留め革に接するよう着装するものとする。ただし、乗車勤務時等勤務上支障がある場合は、左側留め革前方にその位置を一時変更することができる。</p> <p>6 蓋付き拳銃入れは、本体の前ぶちが、また、蓋のない拳銃入れは、拳銃を入れた場合に撃鉄の先端がおおむねズボン又はスカートの縫い目の線に接するように着装すること。</p> <p>7 拳銃入れの回転止め金具は、乗車勤務等以外は回転しないように必ず留めておくこと。</p>	
夏服、活動服及び制服用ワイシャツ着用の場合	<p>1 拳銃入れを着装する場合は、ホックで帯革に着装すること。</p> <p>2 その他のものについては、冬服及び合服着用の場合と同様とする。</p>	
交通乗車着用の場合	<p>1 留め革を用いず帯革留めで帯革を留めること。</p> <p>2 帯革のバックルは、上衣の第3ボタンと第4ボタンの中間に位置させ、その中央がボタンの中央線に一致するように着装すること。</p> <p>3 その他のものについては、制服の場合と同様に着装すること。</p>	
その他特殊な被服着用の場合	<p>制服着用の場合に準じて着装すること。</p>	
拳銃つりひも	<p>1 拳銃つりひもの前ぶちが拳銃入れ本体の後ろぶちに</p>	




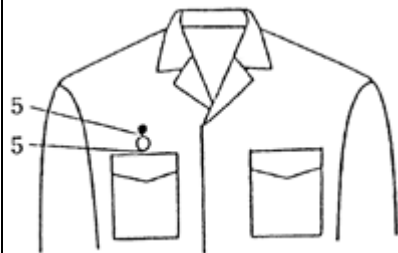
		<p>接するように着装すること。</p> <p>2 なす環を拳銃のつり環にかけてねじを確実に締め、その反対側の末端の輪を帯革に結着すること。</p> <p>3 末端の輪は、輪の部分を帯革の内側(輪の先端が下を向くようにする。)にしてなす環を輪の中に通して帯革に結着すること。</p> <p>4 勤務中一時的に拳銃を取り外し拳銃つりひもを着装しておく場合は、なす環の部分をズボン又はスカートの右腰ポケットに収納すること。</p>	
	交通帯革	<p>1 帯革本帯の左側に留め革、手錠入れ、右側に遊革、留め革の順に付け、帯革と同様に着装すること。</p> <p>2 必要により警棒つりを着装する場合は、制服用帯革の警棒つりを付けること。</p>	
階級章	制服、活動服、制服用ワイシャツ、ベスト及び防寒服	<p>1 上衣の左胸上部の階級章用ねじ穴に、階級章のねじ足を識別章のねじ穴に通して一体とさせた状態で着装すること。</p> <p>2 階級章は、桜葉模様を下にして着装すること。</p>	<p>制服、活動服、制服用ワイシャツ、ベスト及び防寒服の階級章及び識別章の装着位置</p> <p>制 服      活 動 服</p> 

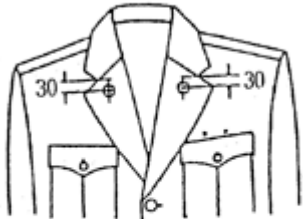


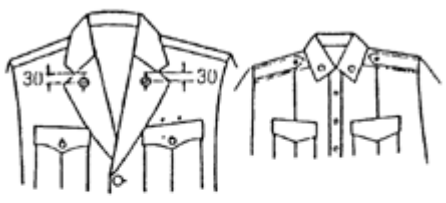
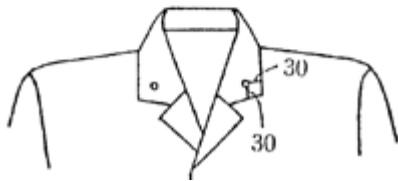
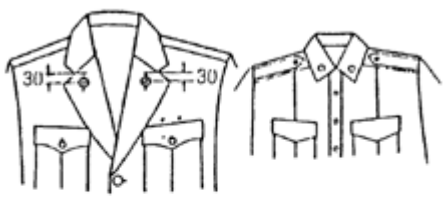
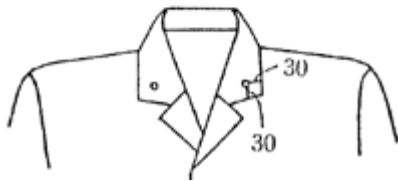
			<p>ワイシャツ</p>  <p>ベスト</p>  <p>防寒服</p> 
<p>識別章</p>	<p>交通乗車服</p>	<p>1 交通乗車服は、上衣の左胸ポケットファスナーの縫い目の左端から 55 ミリメートルの位置のおおむね 35 ミリメートル上部の位置に、階級章の桜葉模様を下にして着装すること。</p> <p>2 防寒服は、交通乗車服と同様に着装すること。</p>	<p>交通乗車服の階級章及び識別章の着装位置</p> 







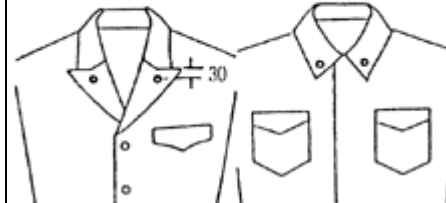
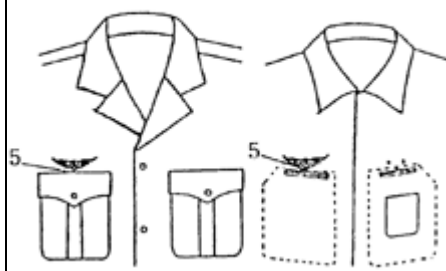

	航空服	<p>1 航空服(冬服、合服及び防寒服)は、上部の左胸ポケットファスナーの縫い目の線中央部からおおむね70ミリメートル上部の位置に、階級章の桜葉模様を下にして着装すること。</p> <p>2 航空服(夏服)は、夏服と同様に着装すること。</p>	<p>航空服の階級章及び識別章の着装位置</p> 
階級標識	出動服	<p>上衣右胸ポケット中央上部5ミリメートルのところに階級標識の下端中央部が位置するように着装すること。</p>	<p>階級標識の着装位置</p> <p>警部以上</p>  <p>警部補以下</p> 
	略帽	<p>1 略帽の下端から10ミリメートル上部に、金線又は白線の下縁が位置するように縫い付けること。</p> <p>2 金線又は白線が2本以上(巡査部長以上)の場合は、その大きさに関係なく間隔はいずれも5ミリメートルとすること。</p>	<p>略帽用階級標識の着装位置</p>


警備用ヘルメット		<p>1 ヘルメットに貼付されている紺色のビニールテープの下端に、金線又は白線の上縁が位置するように貼り付けること。</p> <p>2 金線又は白線が2本以上(巡査部長以上)の場合は、その大きさに関係なく間隔はいずれも5ミリメートルとすること。</p>	<p>ヘルメット用階級標識の装着位置</p> <p>警視</p> <p>警部</p> <p>巡査</p>
警察勲章・警察功労章	制服及び礼服用の場合	<p>1 上衣の右胸ポケット上部中央部からおおむね5ミリメートルのところに警察勲章又は警察功労章(以下「勲功章等」という。)の下端が位置するように装着すること。</p> <p>2 勲功章等の略章についても同様の位置に装着すること。</p> <p>3 右胸ポケット上部に記章を装着するときは、記章の上部中央部からおおむね5</p>	<p>勲功章等の装着位置</p>

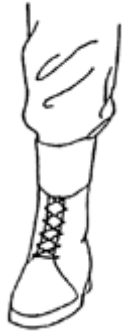
		ミリメートルのところに勲功章等の下端が位置するように着装すること。ただし、定められた位置に着装できないときは、本部長(装備課長経由)の指示を受けるものとする。	
署長章・副署長章	制服及び制服用ワイシャツ	上衣の右胸ポケット上部中央部からおおむね5ミリメートルのところに署長章又は副署長章(以下「署長章等」という。)の下端が位置するように着装すること。	署長章等の着装位置 冬服及び合服  夏服  ワイシャツ 
隊長章等	出勤服	上衣右胸部階級標識の中央上部からおおむね5ミリメートルのところに隊長章等の下端中央部が位置するように着装すること。	隊長章の着装位置 
記章	自動車警ら班員章及び船舶勤務員章	1 自動車警ら班員章及び船舶勤務員章は、2個とし、制服(夏服を除く。)及び活動服は上衣の左右下襟に、下襟の上からおおむね30ミリメートル下の襟中央部に記章のねじが位置するように着装すること。	自動車警ら班員章及び船舶勤務員章の着装位置

		<p>2 夏服は、上衣左右襟に装着すること。</p> <p>3 防寒服は、左右下襟に装着すること。</p>	<p>冬服及び合服</p>  <p>夏服</p>  <p>防寒服</p> 
機動隊員章	<p>1 機動隊員章は、2 個とし、制服(夏服を除く。)及び活動服は、上衣の左右下襟に、下襟の上端からおおむね 30 ミリメートル下の襟中央部に記章のねじが位置するように装着すること。</p> <p>2 夏服は、上衣左右襟に装着すること。</p> <p>3 防寒服は、左右下襟に装着すること。</p> <p>4 出動服は、上衣左右襟に外襟から 30 ミリメートル、襟下から 30 ミリメートルの接点に記章のねじが位置するように装着すること。</p>	<p>機動隊員章の装着位置</p> <p>冬服及び合服 夏服</p>  <p>出動服</p> 	<p>機動隊員章の装着位置</p> <p>冬服及び合服 夏服</p>  <p>出動服</p> 
直轄警察隊員章	<p>1 直轄警察隊員章は、2 個とし、制服(夏服を除く。)及び活動服は、上衣の左右下</p>	<p>直轄警察隊員章の装着位置</p>	<p>直轄警察隊員章の装着位置</p>

	<p>襟に、下襟の上端からおおむね 30 ミリメートル下の襟中央部に記章のねじが位置するように着装すること。</p> <p>2 夏服は、上衣左右襟に着装すること。</p> <p>3 防寒服は、左右下襟に着装すること。</p>	<p>冬服及び合服 夏服</p> 
自動車 警ら隊 員章	<p>1 自動車警ら隊員章は、2 個とし、制服(夏服を除く。)及び活動服は、上衣の左右下襟に、下襟の上端からおおむね 30 ミリメートル下の襟中央部に記章のねじが位置するように着装すること。</p> <p>2 夏服は、上衣左右襟に着装すること。</p> <p>3 防寒服は、左右下襟に着装すること。</p>	<p>自動車警ら隊員章の着装位置</p> <p>冬服及び合服 夏服</p>  <p>防寒服</p>
鉄道警 察隊員 章	<p>1 鉄道警察隊員章は、1 個とし、制服(夏服を除く。)及び活動服は、上衣の左襟に、下襟の上端からおおむね 30 ミリメートル下の襟中央部に記章のねじが位置するように着装すること。</p> <p>2 夏服は、上衣左襟に着装すること。</p> <p>3 防寒服は、左下襟に着装すること。</p>	<p>鉄道警察隊員章の着装位置</p> <p>冬服及び合服 夏服</p>  <p>防寒服</p>
交通乗 車服記 章	<p>交通乗車服の上衣左袖中央部の肩の縫い目から 50 ミリメートル下に記章の上端中央部が位置するように着装する</p>	<p>交通乗車服記章の着装位置</p>

		こと。	<p>交通乗車服</p> 
音楽隊員章	<p>1 音楽隊員章は、2 個とし、制服(夏服を除く。)及び活動服は、上衣の左右下襟に、下襟の上端からおおむね 30 ミリメートル下の襟中央部に記章のねじが位置するように着装すること。</p> <p>2 夏服、演奏服(夏服)及び演技服は、上衣左右襟に着装すること。</p> <p>3 演奏服(冬服及び合服)は、上衣の左右下襟に着装すること。</p>	<p>音楽隊員章の着装位置</p> <p>演奏服 (冬服、合服) (夏服)</p> 	
航空隊員章	<p>航空隊員章は、1 個とし、制服、活動服及び航空服上衣の右胸ポケットのふたの縫い目の線中央部からおおむね 5 ミリメートル上部のところに記章の下端中央部が位置するように着装すること。</p>	<p>航空隊員章の着装位置</p> <p>制服 航空服</p> 	
標識	<p>航空服(冬服及び夏服)は、左上腕部上部の位置に着装すること。</p>	<p>航空服</p> 	
礼服	礼肩章	礼服上衣の留め輪に、日章	礼肩章及び飾緒の着装位置

		が正面から見て大の字に見えるように裏座金を通し、丸ボタンが内側になるように着装すること。	
	飾緒	留め革を右肩章の飾緒留めボタンに留め、飾緒をまとめたひもの蛇口を下襟の下にあるボタンに掛けて着装すること。	
略礼服	礼肩章	<p>1 制服上衣の肩章に、日章が正面から見て大の字に見えるように礼肩章のピンを肩章留め縫い目から襟元方向につき通して留めること。</p> <p>2 制服は号数により肩章の長いものは、適宜襟側にずらして着装すること。</p>	
	飾緒	飾緒の留め金具を、右側礼肩章の根元に留め、蛇口を右下襟の裏下部からおおむね3分の1の位置に留めること。	
警笛用鎖		<p>1 警笛用鎖の輪金に警笛を付け、肩章掛けには、鎖を結着した方が下になるようにして右肩章に掛け着装すること。</p> <p>2 警笛は、右胸ポケットに収納するか又は輪金を上衣右胸ポケットのボタンに掛けること。</p>	
警笛つりひも		<p>1 三つ編みの輪の部分に右腕を通し、右肩章の下に入れて、締め輪を脇の下で締め着装すること。</p> <p>2 警笛は、右胸ポケットに収納するか、又はひもの末端を上衣右胸ポケットのボタン(女性警察官は右腰部ポケット)に掛けること。</p>	

ヘルメット	乗車用ヘルメットのたれ覆いは、寒冷等の場合を除き取り外しておくこと。	たれ覆いを取り外した場合の保管は、遺失等しないよう留意すること。
着脱式半長靴	<p>1 ズボンをわずかに上げ、両側の縫い目の線にすそをたぐり、これを後方で重ねるように折り、砂よけ革で押さえる。靴ひもは、足に一巻きしてなるべく下方で結び、残りは脚はんの内側に入れる。</p> <p>2 上記のほか、脚はん部分にズボンのすそを内側からゴム輪等で締めて着用しても差しつかえない。</p>	<p>1 着脱式半長靴の着装</p>  <p>2 ひもは内側から外側に出るように編み交差させる。</p>
マフラー	縦に二つ折り又は四つ折りとし、一端を長くして首に掛け、前面で1回結び、長い方の端を内側又は外側から結び目を覆うように着装すること。	
交通腕章その他の腕章	<p>1 左上腕部に着装する。留め方は、ひも、安全ピン、ホック等で適宜に留めること。</p> <p>2 ひもでつる場合は、不体裁にならないように左肩章からつるようにすること。</p> <p>3 防寒服を着用した場合は、防寒服の上に着装すること。</p>	
白色顎ひも	制帽の黒色顎ひもを取り外し、帯章の上に前後1組の白色顎ひもを着装し、顎ひも留め日章で留めること。	取り外した制帽の黒色顎ひもは、各人において保管し、遺失等しないよう留意すること。
夜光服	防寒服を着用した場合は、防寒服の上に着装すること。	
羽根、バッチ	羽根及びバッチは、制服、防寒服等の上衣の左下襟の中央部又は左胸ポケット上部に着装すること。	



別表第2(第2関係)

礼服の着用基準

礼服を着用する場合		摘要		
項目	細目			
1 公式の儀式に出席する場合	部内	1 記念式典、視閲式等	警察本部長があらかじめ礼服着用の範囲を定める。	
		2 警察学校入校、卒業式		
		3 慰霊祭		
		4 公葬		公葬を行う所属長等が礼服着用の範囲を定める。
	5 入(除)隊式	入(除)隊式を行う関係所属長が礼服着用の範囲を定める。		
部外	1 官公庁の記念式典等	警察本部長、部長又は所属長がそのつど定める。		
	2 官公庁等の公葬			
2 外国の文官、武官等を公式に訪問し又は接受する場合	1 文官・武官 2 外国の機関、公館等 3 艦船	警察本部長、部長又は所属長がそのつど定める。		
3 表彰式に出席する場合	部内	1 警察庁長官表彰、警察勲功章、警察功労章、賞詞等	警察庁又は管区警察局からの指示に基づき、そのつど服装(礼服着用)について指示する。	
		2 管区警察局長表彰、賞詞等		
		3 警察本部長表彰、永年勤続、優良警察職員表彰等		1 表彰を受ける者及び列席者については、警察本部長があらかじめ服装(礼服着用)について定める。
		4 公安委員会表彰		2 表彰を行う者は、部内外を問わず警察本部長、部長又は所属長がそのつど定める。
	部外	1 県民の警察官表彰 2 官公庁等からの表彰		
4 その他警察本部長等が必要と認めた場合	1 警衛、警護に従事する場合	警察本部長が定める。		
	2 記念撮影	所属長が支障がないと承認したとき。		
	3 冠婚葬祭等			
	4 その他			